社会福祉法人若菜定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第二種社会福祉事業

（イ）　障害福祉サービス事業の経営

（ロ）　一般相談支援事業の経営

（ハ）　特定相談支援事業の経営

（ニ）　障害児通所支援事業の経営

（ホ）　障害児相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は社会福祉法人若菜という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を広島県尾道市東尾道６番１６号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委

員の１名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内の終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分

（８）　社会福祉充実計画の承認

（９）　その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１３条　評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

（決議）

第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることがきでるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事　６名

（２）　監事　２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２０条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第２２条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第２３条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）
第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長の選定及び解職

（招集）
第２６条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第２７条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

（決議）
第２８条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものをみなす。

（議事録）
第２９条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）
第３０条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は，別表１及び別表２に掲げる財産をもって構成する。
３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第３８条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続　　をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３１条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。
（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に関する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資という。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資に係る担保に限る。）
（３）　社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）
第３２条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３３条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動収支計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３５条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３６条　この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３７条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

第３８条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）　地域生活支援事業（日中一時支援事業）
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）
第３９条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）
第４１条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）
第４２条　この法人の公告は、社会福祉法人若菜の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第４３条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。
理事長　　藤本　英次
理　事　　榊原　恒司
〃　　鎰広　隆
〃　　藤本　幸三

〃　　西川　幸男
〃　　高上　節夫
〃　　神原　隆
〃　　豊田　芳彦
〃　　森本登紀子
監　事　　水兼　勇人
〃　　池尾　良三

附　則（平成15年8月1日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成16年9月2日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成17年4月26日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成17年8月31日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成17年12月1日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成18年10月2日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。
附　則（平成19年8月27日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成20年1月16日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成20年9月30日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成22年3月26日広島県知事届出）
この定款の変更は、平成22年3月26日から施行する。

附　則（平成22年9月24日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（平成23年2月10日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成23年5月23日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成24年2月10日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成25年5月21日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成25年12月10日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成26年5月29日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成27年4月10日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（平成28年2月9日理事会議決）
この定款の変更は、平成28年2月9日から施行する。

附　則　（平成29年2月2日広島県知事認可）
この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。
附　則　（平成29年6月22日評議員会議決）
この定款の変更は、平成29年6月22日から施行する。

附　則　（平成30年2月15日評議員会議決）
この定款の変更は、平成30年2月15日から施行する。

附　則　（平成30年6月21日評議員会議決）
この定款の変更は、平成30年6月21日から施行する。

附　則　（平成31年3月19日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（令和元年6月13日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則　（令和元年8月5日評議員会議決）

この定款の変更は、令和元年8月5日から施行する。

附　則（令和2年1月30日評議員会議決）
この定款の変更は、令和2年1月30日から施行する。

附　則（令和2年6月25日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（令和3年6月18日広島県知事届出）
この定款の変更は、令和3年6月17日から施行する。

附　則（令和4年7月19日広島県知事認可）
この定款の変更は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（令和6年6月24日広島県知事届出）
この定款の変更は、令和6年6月21日から施行する。

附　則（令和7年3月13日広島県知事認可）
この定款の変更は，広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附　則（令和7年11月10日広島県知事届出）
この定款の変更は、令和7年11月4日から施行する。

別表１

土地

用　途	所　在	地　番	地　目	地積（㎡）
	尾道市御調町公文字野田	甲 251 番 1	田	1,424.00
	尾道市御調町公文字野田	乙 251 番 1	原野	102.00
	尾道市御調町公文字野田	甲 251 番 2	原野	76.00
ギャラリー若菜	尾道市高須町字東新涯四丁目	4839 番 8	宅地	507.98
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下	997 番 1	宅地	977.11
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下	998 番 8	宅地	56.35
みのみの里Ⅱ	福山市水呑町字中新田	178 番 16	宅地	456.50
あかねの里	福山市清水ヶ丘	7 番	宅地	368.08
みのみの里Ⅰ	福山市水呑町字中新田	189 番 2	宅地	198.34
みのみの里Ⅰ	福山市水呑町字中新田	189 番 3	宅地	71.09
梨羽の里	三原市本郷町上北方字盛川	1022 番 2	宅地	203.36
さざなみの里	尾道市東尾道	6 番 21	宅地	749.35
潮かぜの里	尾道市東尾道	6 番 16	宅地	329.25
瀬戸の里	福山市瀬戸町大字地頭分字小立	2517 番 1	宅地	4,150.75
せらの里	世羅郡世羅町大字川尻字塚崎	1288 番 1	宅地	2,802.00
あじさいの里	福山市新市町大字新市	876 番 5	宅地	1,322.76
あじさいの里	福山市新市町大字新市	882 番 10	宅地	107.01
久井の里	三原市久井町下津字高麗笹	1445 番 2	宅地	2,902.91
きずなの里	福山市神辺町大字川北字馬屋分	892 番 2	雑種地	713.00
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下	998 番 5	宅地	394.46
あやめの里	尾道市御調町綾目字中河原	935 番 8	学校用地	1,078
川辺の里	尾道市御調町本字河崎	737 番 4	学校用地	1,032

別表２

建物

用　途	所　在	家屋番号	種類	構　造	床面積(㎡)
ギャラリー若菜	尾道市高須町字東新涯四丁目 4839 番地 8	4839 番 8	作業所	木造スレート葺平家建	171.90
ギャラリー若菜	尾道市高須町字東新涯四丁目 4839 番地 8	4839 番 8	物置	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	7.03
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 997 番地 1、998 番地 8	997 番 1	作業所	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1 階：107.78 2 階：54.32
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 997 番地 1、998 番地 8	997 番 1	物置	木造セメントかわらぶき平家建	7.84
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 997 番地 1、998 番地 8	997 番 1	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板・かわらぶき 2 階建	1 階：158.86 2 階：34.30
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 997 番地 1、998 番地 8	997 番 1	店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	57.96
たかすの里Ⅰ	尾道市高須町字西新涯 5508 番地	5508 番	グループホーム	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	208.68
あかねの里	福山市清水ヶ丘 7 番地	7 番	寄宿舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1 階：149.43 2 階：149.43
さざなみの里	尾道市東尾道 6 番地 19、6 番地 20、6 番地 21、6 番地 22、6 番地 23、6 番地 24	東尾道 6 番 21	事務所倉庫	鉄骨造鋼板葺 2 階建	1 階：376.74 2 階：250.74
潮かぜの里	尾道市東尾道 6 番地 10、6 番地 11、6 番地 12、6 番地 13、6 番地 14、6 番地 15、6 番地 16、6 番地 17、6 番地 18	東尾道 6 番 16	事務所倉庫	鉄骨造鋼板葺 2 階建	1 階：165.00 2 階：110.00
みのみの里Ⅰ	福山市水呑町字中新田 189 番地 2、189 番地 3	189 番 2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	128.03
たかすの里Ⅱ	尾道市高須町字西新涯 5507 番地	5507 番	グループホーム	木造スレートぶき 2 階建	1 階：240.50 2 階：232.24
たかすの里 日中一時支援事業所	尾道市高須町字西新涯 5507 番地	5507 番	作業所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	48.60
瀬戸の里	福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2517 番地 1	2517 番 1	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	209.00
瀬戸の里	福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2517 番地 1	2517 番 1	作業所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	97.20
せらの里	世羅郡世羅町大字川尻字塚崎 1288 番地 1	1288 番 1	デイサービスセンター	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	1 階：228.86 2 階：206.69
梨羽の里	三原市本郷町上北方字盛川 1022 番地 2	1022 番 2	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	1 階：105.54 2 階：96.32
瀬戸の里Ⅱ	福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2517 番地 1	2517 番 1 の 2	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	209.00
あじさいの里	福山市新市町大字新市 876 番地 5	876 番 5	作業所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	209.00
あじさいの里	福山市新市町大字新市 876 番地 5	876 番 5	作業所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	49.61
みのみの里Ⅱ	福山市水呑町字中新田 178 番地 16	178 番 16	グループホーム	木造スレートぶき 2 階建	1 階：106.09 2 階：106.09
久井の里	三原市久井町下津字高麗笹 1445 番地 2	1445 番 2	作業所	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建	477.22
久井の里	三原市久井町下津字高麗笹 1445 番地 2	1445 番 2	倉庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	104.92
久井の里	三原市久井町下津字高麗笹 1445 番地 2	1445 番 2	倉庫	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家建	20.08
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 997 番地 1、998 番地 8	997 番 1	作業所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	49.68
きずなの里	福山市神辺町大字川北字馬屋分 892 番地 2	892 番 2	事務所	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	105.99
せらの里	世羅郡世羅町大字川尻字塚崎 1288 番地 1	1288 番 1	デイサービスセンター	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	191.29
みのみの里Ⅲ	福山市水呑町字中新田 178 番地 16	178 番 16	グループホーム	木造スレートぶき 2 階建	1 階：102.27 2 階：102.27
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 998 番地 5	998 番 5	店舗・居宅	木造セメント瓦葺 2 階建	1 階：79.20 2 階：79.20
きずなの里	福山市神辺町大字川北字南宮ノ下 998 番地 5	998 番 5	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	25.02
あやめの里	尾道市御調町綾目字中河原 935 番地 8	935 番 8	養護所	鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建	1 階：512.03 2 階：485.15
川辺の里	尾道市御調町本字河崎 737 番地 4	737 番 4	養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	1 階：428.17 2 階：397.12 3 階：409.30
川辺の里	尾道市御調町本字河崎 737 番地 4	737 番 4	食堂	鉄骨造かわらぶき 2 階建	1 階：13.90 2 階：63.24